

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：都島区役所

通 知 日：令和 8 年 5 月 8 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、都島区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 都島区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 都島区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	監査指摘を受け、令和 8 年 2 月 18 日に、仕様書の重要性に対する認識不足及び仕様書作成時の検討不足が背景にあったことと、仕様書に基づかない運用により不必要な支出が生じるリスクや、契約手続の公平性・透明性を損ね市民の信頼を低下させるリスクがあることを所属内で共有した。あわせて、契約事務全般に共通する基本事項として、①仕様書は必要な内容・要件が明確となるよう十分に検討のうえ適切に作成すること、②仕様書の内容に基づき履行確認を行うこと、の徹底を関係職員に改めて周知した。 また、宿日直職員用寝具の借入契約について、季節による毛布の必要性等、実際の運用実態を踏まえて仕様書を見直し、仕様要件を明確化した上で、見直し後の仕様に基づき、令和 8 年 1 月 27 日付け公開の公募型比較見積により令和 8 年度契約の事業者選定を実施した。今後は、仕様書で定めた内容どおりに履行されているかを月次の交換等の機会に確認していくとともに、仕様と運用に齟齬が生じないよう、必要に応じて仕様書の見直しを行う。	措置済	令和 8 年 2 月 18 日